国官会第1032号 国地契第80号 平成18年10月16日

各地方整備局長等 あて

国土交通省大臣官房長

入札保証金の取扱いに関する試行について

入札保証金については、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の4及び「競争契約入札心得」(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号)第3条等に規定されているところであるが、これまで予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第77条第2号に規定する場合(第72項第1項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。)に該当するものとして、競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところである。

しかしながら、平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)において、一般競争入札方式の拡大のための条件整備として、入札ボンドの活用が位置付けられたところである。

また、入札ボンド制度導入の検討に当たっての参考として、総合政策局長から、「入札ボンド制度の導入について(通知)」(平成18年9月8日付け国総入企第29号)により、実施要領(案)が示され、導入に当たっては、会計法第29条の4に規定する入札保証制度の体系を活用することとされたところである。

これらを踏まえ、国土交通省直轄工事(港湾空港関係を除く。以下「工事」という。)においては、一律に入札保証金の全部を納めさせないこととしてきたこれまでの運用を改め、一部の事業について入札保証金を納めさせることを試行することとした。

このため、入札保証金の取扱いに関する手続き等を別に定めるとともに、当面、下記の各事項及び別に定めるところにより、入札保証金の取扱いについて試行することとし、今後、実施状況を踏まえながら所要の改善等を図っていくこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本手続と異なる方法により試行する場合には、事前に本省関係課に協 議されたい。

記

1 入札保証金の取扱い

入札保証金については、従来の運用においては、予決令第77条第2号に 規定する場合に該当するものとして、入札参加者に対し、その全部を納めさ せないこととしてきたところであるが、下記2の対象事業については、会計 法第29条の4第1項の規定に基づき、原則として、入札保証金を納めさせ ることとし、国債(利付国債をいう。以下同じ。)又は銀行等(出資の受入 れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号) 第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信 用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金 庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入 れを行う組合をいう。以下同じ。)の保証の提供があった場合は、入札保証 金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、入札参加者 が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときにつ いては、予決令第77条第1号に該当するものとして、入札保証金の全部を 納めさせないこととする。また、当分の間、銀行等又は保証事業会社(公共 工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第 4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)(以下「金融機関等」とい う。) による契約保証の予約を受け、契約保証予約証書を提出した場合につ いては、予決令第77条第2号の運用として、入札保証金の全部を納めさせ ないこととする。

2 対象事業

上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、1件につき予定価格が 7億2千万円以上の工事とするものとする。

3 手続

対象事業に係る手続については、会計法令をはじめ「一般競争入札方式の 実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)及び「競 争契約入札心得」等によるほか、下記4及び5並びに別に定めるところによ り行うこととする。

- 4 「一般競争入札方式の実施について」の特例について
 - 上記2の対象事業については、記14(1)の規定に代えて、次の規定を 適用する。
 - ① 入札保証金は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができ、入札保証保険契約の締結を行った場合又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関等による契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除するものとする。
 - ② 入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は金融機関等の契約保証の予約を含む。以下同じ。)に係る書類(以下「書類」という。)の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日までとする。
 - ③ 書類の提出先は、総務部契約課とするものとする。
 - ④ 書類の提出は、持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により行うものとする。
 - ⑤ 契約担当官等は、入札参加者から入札保証金の納付等の後に見積金額を増額した結果、既に納付した入札保証金の金額等(国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)が増額後の見積金額の100分の5未満又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が増額後の見積金額未満若しくは保証金額が増額後の見積金額の100分の30未満になるため、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、書類の提出期限の日の翌日から起算して10日以内であり、かつ、当初納付した入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の2倍以内の増額変更である場合に限り、増額変更を認めるものとする。

この増額変更は1回に限るものとする。

- ⑥ 契約担当官等は、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の減額変更は認めないものとする。
- ⑦ 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者 は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする

ものとする。

- ⑧ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ⑨ ①から④までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする「別添1において標準入札公告例を示す。」。
- ⑩ ①から⑧までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものと する [別添2において標準入札説明書例を示す。]。
- 5 「競争契約入札心得」の特例について

競争契約入札心得第3条及び第4条の3の規定の適用は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項において「入札執行前に」とあるのは、「令第74条の公告において指定した期日までに」と読み替える。
- (2) 第3条第3項については、次の規定を適用する。

入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

また、入札参加者は、第3条第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が利付国債であるときは、あらかじめ当該利付国債を取扱官庁の保管有価証券取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

- (3) 第3条第6項において「受領証書」とあるのは、「払渡請求書」と読み替える。
- (4) 第3条各項に定めるところのほか、以下の規定を適用する。

入札参加者は、金融機関等により契約保証の予約を受けたことにより、第3条第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の全部の免除を受けようとする場合においては、当該契約保証の予約に係る証書を提出しなければならない。

(5) 第4条の3第2項及び第3項の入札価格には、入札保証金の金額等又は 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額も含 めることとする。

(別添1)標準入札公告例

- 〇 入札手続等
 - (○) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで 〒○○○一○○○ ○県○○市○○町○一○○○ ○○地方整備局総務部契約課○○係 電話○○○○一○○○○ 持参、郵送(書留郵便に限る。提 出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内 必着。)により提出すること。

○ その他

- (○) 入札保証金及び契約保証金
 - 入札保証金 納付(保管金の取扱店 ○○○)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 ○○○)又は銀行等の保証(取扱官庁 ○○地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

(別添2)標準入札説明書例

- ○. 入札保証金及び契約保証金
 - (○) 入札保証金 納付(保管金の取扱店 ○○○)。ただし、利付国債の 提供(保管有価証券の取扱店 ○○○)又は銀行等の保証(取扱官庁 ○○地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。 また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた 場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等(国債の総額、 銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 以下同じ。)は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限まで に入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債 又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証 保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社(公共工事の前払金 保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に 規定する保証事業会社をいう。)(以下「金融機関等」という。)の契約 保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者及び入札保証金の納付等 に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者並びに入札保証金 の金額等が入札金額(税込み)(入札価格に消費税及び地方消費税相当 額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分の5に満たない者又は

金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み) に満たない者若しくは保証金額が入札金額(税込み)の100分の3 0に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入 札を無効とする。

- イ)提出期間:平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
- □)提出場所: 〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方整備局総務部契約課○○係 電話○○○-○○-○○
- ハ)提出方法:書類の提出は、持参し、郵送し(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送する(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)ことにより行うものとする。
- 二) 増額変更:平成〇年〇月〇日()まで[上記イ)の提出期限の日の翌日から起算して10日後の日を記載する]1回に限り認める。なお、増額変更は当初納付した入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の2倍以内に限る。
- ホ)減額変更:認めない。
- へ)保証期間:平成〇年〇月〇日()まで[入札執行の日から7日を 経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。]
- ト)その他 : 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札 参加者の負担とする。